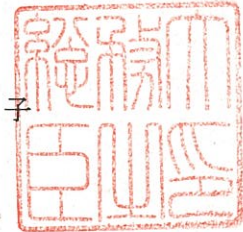


総政企第293号
平成29年12月19日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
野田 聖 子



諮問第111号
漁業センサスの変更について（諮問）

標記について、平成29年12月7日付け29統計第1129号により農林水産大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問第111号の概要 (漁業センサスの変更)

1 漁業センサスの概要 (前回)

調査の目的

我が国の漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする（本調査の結果を基に「漁業構造統計」（基幹統計）が作成される。）。

調査の概要

調査の沿革

1949年に第1次調査、1954年に第2次調査、1963年に第3次調査を実施し、以降5年周期で実施（2013年調査は第13次調査）

	調査票の種類	報告者数	主な調査事項
海面漁業調査	①漁業経営体調査票	漁業経営体：約9万5,000経営体（個人経営体・団体経営体）	漁業種類、使用漁船、養殖施設、漁獲物・収穫物の販売金額及び出荷先並びにその他漁業経営体の状況
	②漁業管理組織調査票	漁業管理組織：約1,800組織	参加漁業経営体数、管理対象魚種、漁業管理の内容 等
	③海面漁業地域調査票	漁業協同組合：約950組合	漁場環境の変化、遊漁の状況、都市との交流活動の取組 等
内水面漁業調査	④内水面漁業経営体調査票	内水面漁業経営体：約5,500経営体（個人経営体・団体経営体）	漁業種類、使用漁船、養殖施設、漁獲物・収穫物の販売金額及びその他漁業経営体の状況
	⑤内水面漁業地域調査票	内水面組合：約1,000組合	組合員数、漁場環境、遊漁の状況、都市との交流活動の取組 等
流通加工調査	⑥魚市場調査票	魚市場：約850市場	魚市場の売場面積、水産物の取扱数量・取扱金額 等
	⑦冷凍・冷蔵、水産加工場調査票	冷凍・冷蔵工場及び水産加工場：約1万事業所	従業員数、冷凍・冷蔵庫の冷蔵能力・凍結能力、水産加工品の生産量・販売金額 等

調査期日

①～⑤：2013年（平成25年）11月1日現在 ⑥及び⑦：2014年（平成26年）1月1日現在

調査組織

◆漁業経営体調査票
農林水産省（大臣官房統計部センサス統計室）－都道府県－市区町村－調査員－報告者 ※調査方法⇒①～⑤：調査員調査
◆上記以外の調査票
農林水産省（大臣官房統計部センサス統計室）－地方農政局等（地方組織）－調査員－報告者 ⑥及び⑦：調査員調査又はオンライン調査

結果公表

概要：調査実施翌年度の8月末まで 詳細：調査実施翌年度の12月末以降、順次公表

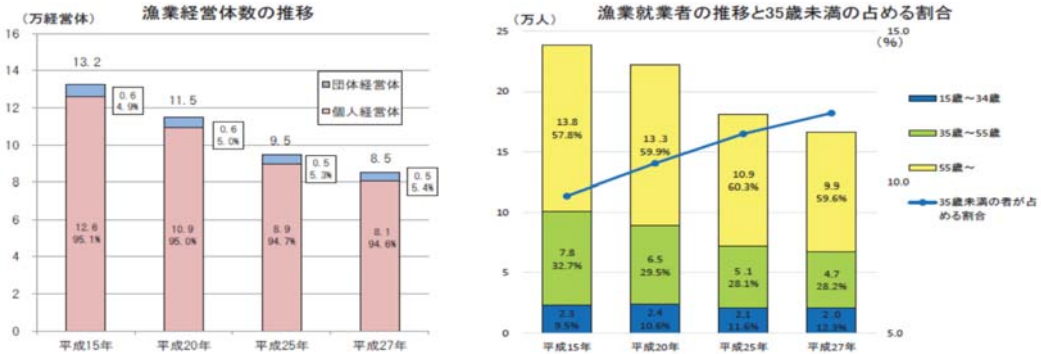
2 漁業構造統計の利活用状況(1)

行政施策上の利用

◆ 水産基本計画^(注)における新規就業者の育成・確保等の審議の基礎資料として利用

(注) 水産基本法(平成13年法律第89号)第11条の規定に基づき、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向け、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、現行の計画は平成29年4月28日に閣議決定された。おおむね5年ごとに見直されている。

新規就業者の育成・確保〈漁業経営体・漁業就業者をめぐる現状〉



他の統計調査の母集団情報としての利用

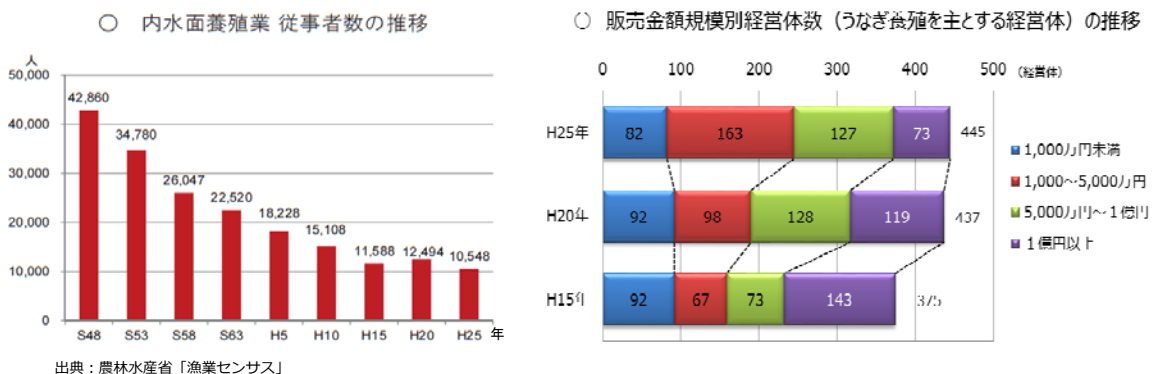
◆ 農林水産省が実施する他の統計調査(海面漁業生産統計調査(基幹統計調査)、内水面漁業生産統計調査(一般統計調査)等)の報告者を抽出するための母集団情報として活用

2 漁業構造統計の利活用状況(2)

行政施策上の利用

◆ 内水面漁業^(注)の振興に関する基本的な方針の策定など、内水面漁業及び養殖業における各種施策立案の基礎資料として利用

(注) 一般に河川、湖沼などの内水面で行われる漁業及び養殖業を指す。



3 漁業センサスを取り巻く社会経済情勢の変化

◆ 「水産基本計画」(平成29年4月28日閣議決定)や「未来投資戦略2017」及び「経済財政運営と改革の基本方針2017」(いずれも平成29年6月9日閣議決定)において、数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めることとされたところ。

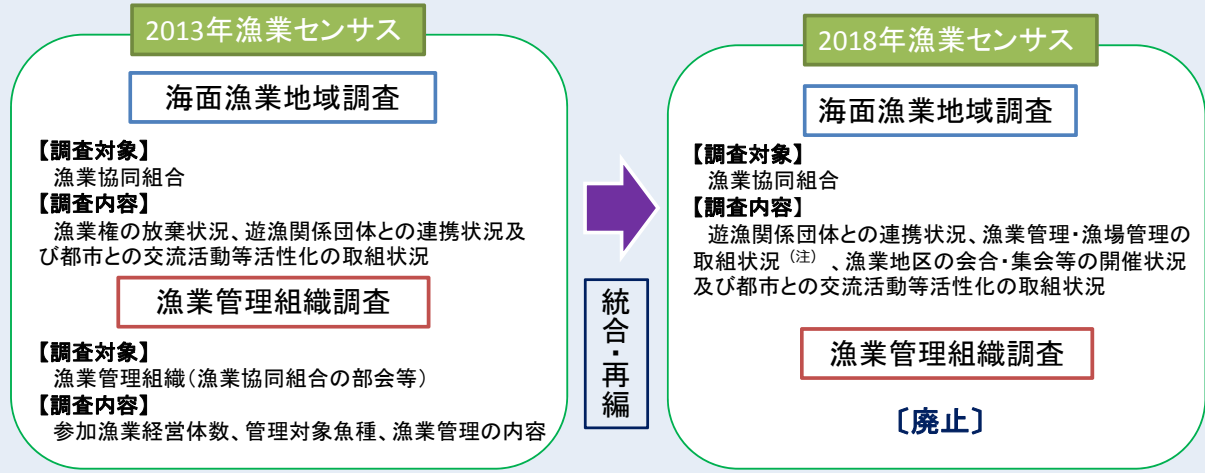
4 調査計画の変更 - 調査体系の見直し

【海面漁業地域調査票及び漁業管理組織調査票の統合・再編】

- 海面漁業地域調査票から都道府県所有情報で代替可能な漁業権の放棄状況に係る事項を削除
- 漁業管理組織調査票には、漁業者が作成する資源管理計画^(注1)や漁場改善計画^(注2)の記載事項で把握できる項目が一部存在

⇒ 報告者負担の軽減等の観点から、両調査票を統合・再編

- (注) 1 水産物の資源管理・収入安定等を目的に、平成23年度に、国・都道府県が策定する「資源管理指針」に沿って関係漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する資源管理体制を導入
 2 養殖における資源管理・収入安定等を目的に、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条の規定に基づき作成されるもの



(注) 参加漁業経営体数、対象漁業資源（魚類、えび類、かに類、貝類等）及び実施措置（漁獲枠の設定、漁獲量の規制、操業時間の規制、漁場の保全等）を把握

4 調査計画の変更 - 調査事項の変更（1）

【調査事項の追加①】

◆ 漁業種類別・魚種別の販売金額に係る把握内容の充実 <漁業経営体調査票（個人経営体用）（団体経営体用）>

⇒ 限られた資源や漁場の効率的な利用及び漁業経営体の経営安定の観点から、これまで以上に複数の漁業種類の組み合わせを工夫することが必要となる中、その実態をより詳細に捉えるため、従来の販売金額1位・2位の漁業種類に加え3位まで把握

⇒ 資源管理の重要性が高まる中、特定の資源が漁業経営体の経営に与える影響を明らかにするため、新たに年間販売金額が多かった魚種を3位まで把握

IV 漁業経営について

1 ぎんだ漁業種類

(*) 過去1年間に自家漁業で行った、すべての漁業種類について記入してください。

《 網 漁 業 》 全国漁業種類番号 漁岸座びき網 101 以百座びき網 102 沖合座びき網 103 沖合座びき網2 104 さんま沖合網 116 大型定置網 118 さげ定置網 117 小型定置網 118 その他の網漁業 118	《 はえ縄・釣り・その他漁業 》 全国漁業種類番号 遠海座ぐるはえ縄 120 近海座ぐるはえ縄 121 沿岸座ぐるはえ縄 122 その他のはえ縄 123 採貝・採藻 184 その他の漁業 185	《 海面養殖 》 全国漁業種類番号 ぎんざけ養殖 136 ぶり類養殖 137 魚まがい養殖 138 類ひらめ養殖 139 わかめ類養殖 160 のり類養殖 151 その他の海産物養殖 152 養殖養殖 158 養殖母貝養殖 154
---	---	--

【2018年調査】(案)

(2) 過去1年間に自家漁業で行ったすべての漁業種類のうち、販売金額の多かった順に3つを(1)の全国漁業種類番号101～154から選んで記入してください。

	1位	2位	3位
	161	162	163
年間販売金額が多かった全国漁業種類番号	1	1	1

(3) 過去1年間の漁獲物・収穫物について、魚種別の販売金額の多かった順に3つを下表の魚種番号01～36から選んで記入してください。

	1位	2位	3位
	171	172	173
年間販売金額が多かった魚種番号			

表 魚種番号

名	称	番号	名	称	番号
くろまぐろ		01	ほたてが	い	28
かつお	まぐろ	02	その	他の	29
い	か	03	い	か	30
さ	け	04	た	に	31
い	わ	05	う	に	32
あ	じ	06	な	ま	33
さ	ば	07	こ	ん	34
さ	ん	08	そ	の	35
ぶ	り	09	そ	の	36

4 調査計画の変更 - 調査事項の変更 (2)

【調査事項の追加②】

- ◆ 常時従業者数の内訳として雇用者数を把握 < 漁業経営体調査票(団体経営体用)、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票 >

⇒ 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)の趣旨に準じ、「常時従業者」の内数として「雇用者」を把握。その定義を同ガイドラインにおける「常用労働者」と同義とすることで他の統計との比較可能性を向上

【2013年調査】

会-II 支所・支社も含めた会社全体について

1 支所・支社も含めた会社全体の従業者数

		万 千 百 十 (人)				
803	計	○	○	○	○	○
804	常時従業者	○	○	○	○	○
805	その他	○	○	○	○	○



【2018年調査】(案)

会-II 支所・支社も含めた会社全体について

1 支所・支社も含めた会社全体の従業者数

		十 万 千 百 十 (人)				
	計	803	○	○	○	○
	常時従業者	804	○	○	○	○
	うち、雇用者	805	○	○	○	○
	その他	806	○	○	○	○

常時従業者とは、実際にたずさわらない専業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生を含まない。次の①～③に該当する者をいいます。

① 個人事業主及び無給の家族従事者
② 有給の役員(役員報酬の賃金・給与体系の者)

③ 雇用者(賃金・給与(視物給与を含む。)を支給されている人)
・ 役員の肩書きがあるものの、役員報酬ではなく、雇用者と同じ賃金・給与体系の者
・ 期間を定めずに従事している者
・ 1か月以上の期間を定めて従事している者
・ 出向・派遣受入者

雇用者とは、常時従業者のうち③の「雇用者」に該当する者をいいます。

その他とは、常時従業者以外の従業者をいいます。

・ 1か月未満の期間を定めて雇用されている人
・ 日々雇用(日雇い)されている人、など

【調査事項の追加③】

- ◆ 法人番号の把握 < 漁業経営体調査票(団体経営体用)、内水面漁業経営体調査票(団体経営体用)、魚市場調査票、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票 >

⇒ 2018年調査で得た法人番号を事業所母集団データベース上の情報とマッチング・検証の実施

4 調査計画の変更 - 調査事項の変更 (3)

【調査事項の削除】

- ◆ HACCP手法の導入状況等に関する調査事項の削除 < 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票 >

⇒ 農林水産省が別途実施する「食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査」(一般統計調査)^(注)において、毎年、本調査が対象とする水産食料品製造業者を含め、食品製造業者におけるHACCP手法の導入状況等の実態をより詳細に把握しており、同調査結果をもって代替可能なため削除

【2013年調査】

5 製品製造の工程管理内容について

(1) 1月1日現在で、事業所におけるHACCP手法の導入状況について当てはまる番号を○で囲んでください。

(2) HACCP手法を導入している(導入を決定している)理由について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

導入している	○
導入していない	○
導入を決定している	○

341

HACCP(ハンシップ)手法とは、食品製造における原材料から加工、出荷に至るまでの各段階で「安全性に害を与える要因を分析」し「危害発生の防止の上で重要な管理を行うべきポイント」を監視・記録することで、食品の安全性を確保する衛生管理手法のことをいいます。

製品の欠付加価値化のため	○
事故等のリスク削減のため	○
輸出先の基準を満たすため	○
その他の	○

342

1又は3を選んだ方は(2)もお答えください。

(注) 食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査の概要

【調査対象】
食料品製造業等を営む企業：約3,300企業
【調査事項】
食品の販売総額規模、従業員規模、輸出の状況、HACCPの導入状況、HACCPの導入予定時期、HACCP導入に当たった問題点・効果、HACCP導入に当たって役立った支援策、HACCP導入未定の理由等
【調査方法】
郵送調査又はオンライン調査

なお、上記変更のほか、調査票のデザイン・レイアウト、設問や選択肢の文言表現等の必要な見直し等を計画

4 調査計画の変更 - 調査事項の変更 (4)

【前回調査記入値のプレプリント】

◆ 前回(2013年)調査における記入値をプレプリント <内水面漁業地域調査票>

⇒ 報告者が回答に当たっての紛れをなくし、記入負担の軽減を図るため、前回(2013年)調査における記入値をプレプリント(調査票にあらかじめ記載)

【2018年調査】(案)

(4) 過去1年間に漁業協同組合の放流したものについて、数量を記入してください。(個)

さくけり	種類	品名	数量	本年値					前回値(平成25年)					
				千	百	十	万	千	百	十	万			
さく	し	しろざけ	141	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
く	さ	くらます	142	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
け	そ	の他	143	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
り	に	じます	144	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ま	あ	まご	145	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
す	や	まめ	146	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
封	い	わな	147	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
類	そ	の他	148	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
あ	ゆ		149	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
こ	い		150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ふ	な	ぎ	151	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
う	な	ぎ	152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
そ	の	他の魚類	153	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十
わ	か	さぎ卵	154	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
そ	の	他の卵	155	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				十	千	百	十	十	万	千	百	十	千	百
貝	類		156	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

Ⅲ 活性化の取組

1 過去1年間に漁業協同組合が実施した都市との交流活動の取組について、その取組の参加人数を記入してください。

漁業体験と魚食普及活動を一体的に実施した場合については、それぞれに同じ人数を記入してください。

取組	年度	参加人数	
		本年値	前回値(平成25年)
漁業体験	201	0	0
魚食普及活動	202	0	0
その他	203	0	0

2 漁業協同組合の運営する水産物直売所の施設数及び過去1年間の利用者数(来場者数)について記入してください。

水産物直売所	施設数	年間利用者数	
		本年値	前回値(平成25年)
水産物直売所	211	0	0

4 調査計画の変更内容 - 調査方法の変更等

【調査方法の変更等】

◆ オンライン調査の全面導入

2008年調査から、一部の調査票(魚市場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票)においてオンライン調査(政府統計共同利用システム)を実施しているが、報告者の利便性の向上及び調査の効率的実施を図るため、全ての調査票にオンライン調査(政府統計共同利用システム又は電子メール)を導入するよう変更

調査票名	2013年調査	2018年調査
①漁業経営体調査票	配布:調査員 回収:調査員	配布:調査員 回収:調査員又はオンライン(政府統計共同利用システム)
②海面漁業地域調査票	配布:調査員 回収:調査員	配布:郵送 回収:郵送又はオンライン(電子メール)
③内水面漁業経営体調査票	配布:調査員 回収:調査員	配布:調査員又は郵送 回収:調査員、郵送、オンライン(政府統計共同利用システム)又は職員
④内水面漁業地域調査票	配布:調査員 回収:調査員	配布:郵送 回収:郵送又はオンライン(電子メール)
⑤魚市場調査票	配布:調査員 回収:調査員又はオンライン(政府統計共同利用システム)	配布:郵送 回収:郵送又はオンライン(電子メール)
⑥冷凍・冷蔵、水産加工場調査票	配布:調査員 回収:調査員又はオンライン(政府統計共同利用システム)	配布:調査員 回収:調査員又はオンライン(政府統計共同利用システム)

◆ 行政記録情報の活用

2013年調査から漁船登録データの活用により、調査員の客体名簿補正の事務負担軽減を図ってきたところであり、2018年調査においては、新たに、事業所母集団データベースの情報や大臣許可・知事許可漁業の名簿情報等の活用により、調査員の事務負担の更なる軽減化

5 前回答申時の課題への対応状況

- ◆ 前回答申^(注)において指摘された「今後の課題」への対応については、以下のとおり。

(注) 「諮問第48号の答申 漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）について」（平成25年2月15日付け府統委第15号）

今後の課題

① OCR対応調査票の導入に伴う公表早期化の検討

OCR対応調査票の導入に伴い、調査票の回収後のデータ入力から公表に至るまでの期間が従前よりも短縮可能か検証し、2018年調査の企画までに公表の早期化を検討することが必要

② インターネットを用いた回答方式の利用向上に向けた対応策の検討

オンライン調査の利用率が極めて低いことから、2013年調査を実施する際に、利用促進が図られていない原因の把握を行い、2018年調査の企画までに利用向上に向けた対応策を検討することが必要

対応状況：指摘を踏まえ措置予定等

- ① 2013年調査においては、筆圧の弱い調査票等があり、調査票の読み取り精度が悪く、審査・修正に時間を要したため、公表に至るまでの期間の短縮にはならなかった。

この結果を踏まえ、今回調査では調査票の選択項目について、○を付ける方式からだ円を塗りつぶす方式に変更し^(※)、読み取りエラーの縮減及び審査・修正に要する時間の短縮による公表の早期化に取り組む。

- ② 2013年調査におけるオンライン利用率は1.9%と、2008年調査の0.3%に比べて向上しているものの、2013年調査に合わせて実施したオンライン利用に関するアンケート調査結果を踏まえ、以下の取組を行うことにより、引き続き、オンライン利用率の向上を図る。

- ・ すべての調査対象に対してID・パスワードを付与
- ・ 紙媒体の調査票の表紙にオンライン回答が可能である旨を明記
- ・ 簡易版の操作マニュアルを作成・配布 等

※ 【例】 漁業の専業・兼業の状況

